



令和元年 (2019年) 12月 13日 (金)

No. 15073 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
了測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆商標判例読解⑥④
商標「KCP」事件…………… (1)

商標判例読解⑥④

商標「KCP」事件

ユアサハラ法律特許事務所 商標部/商標判例研究会
弁理士 神蔵 初夏子

事件番号：平成30年（行ケ）第10173号 審決取消請求事件（『KCP事件』）
係属部：知的財産高等裁判所第4部
判決日：令和元年5月30日
結論：請求棄却
関連条文：商標法第4条1項19号、第46条1項
出典：裁判所ウェブサイト

SUN・GROUP

サン・グループ 会長 藤本 昇

サン・グループ 代表 藤本 周一

企業経営や事業に貢献する
グローバルな知財戦略のプロ集団

特許業務法人 藤本パートナーズ

所長 弁理士 藤本 昇

機械・意匠・知財紛争
訴訟・鑑定・契約

【URL】
www.sun-group.co.jp

【大阪】
〒542-0081
大阪市中央区南船場 1-15-14
堺筋福畑ビル2階
(総合受付5階)

【東京】
〒102-0093
東京都千代田区平河町 1-1-8
麹町市原ビル3階

副所長 弁理士 中谷 寛昭 (化学)

副所長 弁理士 野村 慎一 (意匠・国際)

弁理士 小山 雄一(特許・国際)	弁理士 北田 明(機械・制御)	弁理士 白井里央子(商標・不競法・著作権・国際)
弁理士 田中 成幸(商標・不競法)	弁理士 大川 博之(機械・制御)	弁理士 石井 隆明(意匠)
弁理士 久米 哲史(化学・国際)	弁理士 山本 裕(化学・薬学)	弁理士 三条 英章(化学)
弁理士 北村 七重(意匠・国際)	弁理士 横田 香澄(化学)	弁理士 道慶 一豊(化学)
弁理士 大西 陽子(意匠)	弁理士 川崎 達哉(機械・制御)	弁理士 藤本 賢佑(機械・制御)
弁理士 池田 隆寛(化学・国際)	中国弁理士 展 馨(機械・国際)	

【大阪】TEL:06-6271-7908 FAX:06-6271-7910 【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997 [E-mail] info@sun-group.co.jp

株式会社ネットス

内外国の知財情報の調査・パテントマップ・知財情報の加工・解析・翻訳

代表取締役社長 藤本 周一
取締役 田村 勝宏 取締役 川原 文夫

【大阪】TEL:06-6261-2990 FAX:06-6261-2993
【東京】TEL:03-3237-4390 FAX:03-3237-4391
[E-mail] nets@sun-group.co.jp

株式会社パトラ

知財教育・PBS・外国法務

リーダー 高橋 香央里
【大阪】TEL:06-6271-2383 FAX:06-6271-7910
【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997
[E-mail] patra@sun-group.co.jp

★キーポイント

商標法第4条第1項第19号が適用されて商標登録が無効とされた事件の審決取消訴訟であり、同条文が適用されることは珍しく、注目に値する判決である。

1. 事案の概要

原告は商標「KCP」(標準文字)第12類「コンクリートポンプ車」他(以下、本件商標)を所有する商標権者である。

被告は2002年に韓国で設立されたコンクリートポンプ車の会社である。設立後から、商標「KCP」を付した商品を製造販売し、韓国において高いシェアを占めていた。

原告は平成24年以降、被告製品を購入し、日本で販売し営業活動をしていた日本法人である。平成27年に被告が本格的に日本市場に進出することになった際に、原告が本件商標を日本で出願・登録し、被告に対して代理店契約を結ぶように持ち掛けた。被告は無償で本件商標を譲渡するよう求めたが、原告は応じなかった。

本判決に先立ち、被告は原告商標に対して異議申立を行ったが、維持決定が出された。被告はさらに無効審判(無効2017-890019)を請求し、無効審決が出された。また、原告は被告に対して商標権侵害行為差止請求事件を提起し、無効な権利の行使は認められないとの判決が出されており、その後、前述無効審決に対して本審決取消訴訟を提起し、本判決が出された。

参考:

	異議	無効審判	差止請求原審 平成29年(ワ)12058号	差止請求控訴審 平成30年(ネ)10057号	審決取消訴訟 平成30年(行ケ)10173号
申立日、請求日、出訴日	2015/10/16	2017/03/15 (2017/6/1?)	2017/4/11		2018/12/05
弁論終結日			2018/4/19	2018/12/05	2019/04/23
決定、審決、判決日	2016/5/17 維持決定	2018/10/29 無効審決	2018/06/28	2019/01/29	2019/5/30
確定日	2016/05/26	2019/06/17			

2. 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告は、以下の商標(登録第5779610号。以下「本件商標」という。)の商標権者である。

商 標 K C P (標準文字)

登録出願日 平成27年2月18日

登録査定日 平成27年6月1日

設定登録日 平成27年7月17日

指定商品 第12類「コンクリートポンプ車、コンクリートミキサー車その他の自動車並びにその部品及び附属品、陸上の乗物用の動力機械(その部品を除く。)、陸上の乗物用の機械要素、タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり付け片」

(2) 被告は、平成29年6月1日、本件商標について商標登録無効審判(以下「本件審判」という。)を請求した。特許庁は、平成30年10月29日、「登録第5779610号の登録を無効とする。」との審決をした。

(3) 原告は、平成30年12月5日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

3. 本件審決の理由の要旨

本件商標は、商標法4条1項19号に該当するものであるから、同法46条1項により無効とすべきものであるというものである。

・本件商標の商標法4条1項19号該当性について